

# 広聴特別委員会

日 時 令和2年10月13日(火)  
午前10時  
場 所 第2委員会室

## 付議事項

- 1 モニター意見について
- 2 その他

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 336 763 368">議会に関する説明会の開催について</p> <p data-bbox="159 421 1727 496">私は市議会に興味があり、今回市議会モニターに応募し、初めて、1年間モニターとして活動することになりました。</p> <p data-bbox="159 507 1727 671">7月2日には委嘱状交付式があり、その中でモニターとしての職務の簡単な説明の後、「意見交換会」が開かれましたが、私には「意見」を言うには基本知識がなく、プレッシャーを感じました。市議会のことを知っている人にとっては当然分かることなのかもしれませんが、私も含め、新たに就任した方々の中には議会の「いろは」も分からない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p data-bbox="159 683 1727 758">そこで提案です。9月定例会が始まる前に説明会を開催し、希望者に議会の基本的なことを理解する機会を設けて頂ければ、大変参考になると思います。</p> <p data-bbox="190 810 927 1189">具体的には、 そもそも、議会はどこにあるのか 会議の年間日程 事前申し込み、身分証明書がなくて、傍聴出来るか 定常的に取り上げられる議題（例：予算） 最近の注目・重要議題 委員会にはどんなものがあるか 通常取り上げられる案件 最近の注目・重要案件</p> <p data-bbox="159 1241 1727 1358">希望者には、できるだけ参加していただけるように、数日に分けて開催されることを希望します。一方で、こちら側の負担を小さくするために、説明側は、最小限で良いと考えます。その代わりに、即答できない質問に関しては、「後日回答」で良いと思います。そうすることで、開催回数が増やせると考えます。</p>	<p data-bbox="1809 421 2033 453">広聴特別委員会</p>

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 336 680 368">議会モニターからの意見（1）</p> <p data-bbox="192 424 725 456">&lt;議会モニター意見交換会について&gt;</p> <p data-bbox="163 467 860 499">1. 公開は「議長が必要と認めれば」いいのでは</p> <p data-bbox="192 509 1727 584">7月2日新議会モニターの意見交換会が開かれました。意見交換の中で委員長は「意見交換会は非公開で議事録も作らない」と言われました。</p> <p data-bbox="192 593 1727 715">しかし、山陽小野田市議会基本条例第5条では「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします」とし、第25条では「議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため」として議事録等の公開事項を列記し、本会議や委員会記録の他、第9項に「その他議長が必要と認めたもの」をあげています。</p> <p data-bbox="174 724 965 756">(1)「会議公開」と「議事録公開」は同じものですか？</p> <p data-bbox="221 766 1727 970">議会基本条例第5条は「本会議のほか委員会等」を原則公開としています。つまり秘密会を除いて議会の公的な会議は全て公開が原則ということです。第25条は「市民への情報提供等を図る」として議事録等の公開項目を列記しています。これは議会事務局の体制や能力のほか、市民への議会情報の公開サービスを限定的にしたものといえます。だから「議事録等の公開」が限定的であるからといって「会議の非公開」とはなりません。</p> <p data-bbox="221 979 1727 1184">また、山陽小野田市情報公開条例第2条では議会も実施機関として情報公開請求の対象とされ、第2項では公開請求の公文書とは「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録」とされています。つまり議事録等の公開は日常的な議会の行政サービスとして公開項目を列記し、限定的に市民に提供することは条件や環境により一定の限度はあるものの、市情報公開条例による公開請求の対象であることも明確であります。</p> <p data-bbox="174 1193 696 1225">(2) 非公開は委員会の決定ですか？</p> <p data-bbox="221 1235 1727 1356">意見交換会の中でも「過去の意見交換会等の議事録を読んで問題点を知りたい」との意見が出されましたが、残念ながら過去の議事録は作成されていません。委嘱状交付式と意見交換会という議会の公式行事を非公開とすることは、事前に広聴委員会の中で決定がされていたのでしょうか。</p> <p data-bbox="250 1366 1384 1398">また、委員長の一存で「議事録は作成しない」ことが決められるのでしょうか。</p>	

(3) 意見交換会の冒頭に「非公開」の確認作業が必要ではないですか？

意見交換会を「非公開」とするのは、①参加した市民が萎縮して意見が出しにくくなるため。②参加した市民全員の合意が得られていないため。の2点が理由として挙げられています。しかし出席した市民は皆さん堂々と発言されているのに、逆に議員の方が「萎縮」して誰からも意見が出されなかったように見えました。少なくとも意見交換会の冒頭に、委員長が出席者に対して「非公開にしたい」「議事録も作成しない」ことを諮って、公開・非公開や議事録作成の是非を決めるのが筋ではありませんか。

<意見交換会の運営について>

2. 委員長が受け答えするだけでは「意見交換会」になりません

2年前の意見交換会では、各委員からも様々な意見が出され意見交換が行われました。しかし今回は全て委員長が答弁し「私の発言に異論があれば他の委員から意見が出されるでしょう」と言われました。こんな意見交換会はありません。11名の委員会で意見を言っているのは委員長だけで、他の議員からは一言の意見も聞かれませんでした。これでは何のための意見交換会か分かりません。新しくモニターになられた市民は議会のルールが不案内だけでなく、議会や議員に対してそれなりの思いや質問があり、親しく意見の交換をしたいとの思いで出席されていたのに、こんな運営は改善がされる必要があるのではありませんか。

<主催者として新型コロナ対策はどうされたのでしょうか>

3. 主催者の自覚があるのですか？

(1) なぜ事前のチェックをしないのですか？

意見交換会は自粛ではなく正式の委嘱状交付式・意見交換会として開催されました。冒頭に委員長から「新型コロナ感染防止」のため時間短縮の報告がありました。しかし「新型コロナ感染防止」を言うのなら少なくとも、参加者に対して事前の検温等のチェック位は必要ではありませんか。

今後、市議会が主催して行う「議会カフェ」等の様々な行事を行う場合も「新型コロナ対策」は避けて通れない問題だと思います。

(2) 「傍聴の自粛」の張り紙だけで良いのですか？

本会議場や委員会室のドアに「傍聴の自粛」を要請する張り紙がされています。それでも傍聴したいという市民を強制的に止めることはできませんが、その場合に傍聴する市民に対する必要最低限のチェックができる用意が有るのでしょうか。少なくとも「消毒薬」「マスク」「体温測定用のサーモグラフィー」等は用意が必要ではありませんか。